

九州北部豪雨災害により被災した中小企業者に対する支援の拡充を求める意見書

7月3日からの梅雨前線の活発な活動による豪雨は、九州北部地域に甚大な被害をもたらした。

中津市においても、かつて経験したことのない河川の氾濫等により、行方不明者1名、家屋や店舗、工場、旅館等の全壊、半壊、床上、床下浸水被害や道路の崩壊、橋りょうの損壊、農地災害等の被害が多数発生し、国の激甚災害の指定、災害救助法の指定を受けた。

今回の豪雨災害による中津市における商工労働関係被害は、106カ所、総額3億9,300万円にも達し、地域の経済や観光、雇用、生活を支えている被災中小企業に対する復旧支援が求められている。

現在、中小企業者を対象に、各種融資制度や経営に関する特別相談窓口が開設されているが、より一層、被災地域の復興、雇用の維持等に努めるためには、東日本大震災で創設された中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や宮城県が独自の支援策として創設した中小企業施設整備復旧事業、商店復旧支援事業、観光施設再生支援事業と同様の支援策の創設が求められている。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は阪神・淡路大震災の際には存在せず、私有財産の形成に資する支援は実施しないとするそれまでの原則を乗り越えて、事業者に対する直接支援制度を創設したという点で画期的であり、東日本大震災で被災した中小企業の期待の大きさは、申請数となってあらわれている。

よって、国、大分県においては、事業再開に向け直接支援を求める製造業、商業、旅館業等の中小企業が残されているという事実を踏まえ、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の九州北部地域への適用やより多くの中小企業が制度を活用できるような制度への改善、新たな県独自制度の創出を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

大分県中津市議会